

平成30年清瀬市議会第1回定例会

市長提出議案

議案番号	議案名等	概要	議決日 結果																																																																																						
議案 第1号	平成30年度清瀬市一般会計予算	<table border="0"> <tr> <td>歳入総額</td> <td>29,640,000千円</td> </tr> <tr> <td>市税</td> <td>9,398,973千円</td> </tr> <tr> <td>地方譲与税</td> <td>120,000千円</td> </tr> <tr> <td>利子割交付金</td> <td>14,000千円</td> </tr> <tr> <td>配当割交付金</td> <td>67,000千円</td> </tr> <tr> <td>株式等譲渡所得割交付金</td> <td>46,000千円</td> </tr> <tr> <td>地方消費税交付金</td> <td>1,221,000千円</td> </tr> <tr> <td>自動車取得税交付金</td> <td>68,000千円</td> </tr> <tr> <td>国有提供施設交付金</td> <td>33,693千円</td> </tr> <tr> <td>地方特例交付金</td> <td>71,174千円</td> </tr> <tr> <td>地方交付税</td> <td>3,740,000千円</td> </tr> <tr> <td>交通安全対策特別交付金</td> <td>7,000千円</td> </tr> <tr> <td>分担金及び負担金</td> <td>278,448千円</td> </tr> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>324,141千円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>6,048,549千円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>4,751,456千円</td> </tr> <tr> <td>財産収入</td> <td>8,917千円</td> </tr> <tr> <td>寄附金</td> <td>7,611千円</td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td>809,495千円</td> </tr> <tr> <td>繰越金</td> <td>400,000千円</td> </tr> <tr> <td>諸収入</td> <td>97,543千円</td> </tr> <tr> <td>市債</td> <td>2,127,000千円</td> </tr> <tr> <td>歳出総額</td> <td>29,640,000千円</td> </tr> <tr> <td>主なもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会費</td> <td>289,075千円</td> </tr> <tr> <td>総務費</td> <td>3,398,273千円</td> </tr> <tr> <td> シティプロモーション推進事業</td> <td>3,517千円</td> </tr> <tr> <td> 公共施設整備基金積立事業</td> <td>300,000千円</td> </tr> <tr> <td> 計画行財政推進事業</td> <td>6,423千円</td> </tr> <tr> <td> 新庁舎建設事業</td> <td>396,612千円</td> </tr> <tr> <td> 市史編さん事業</td> <td>8,072千円</td> </tr> <tr> <td> 情報システム管理運営事業</td> <td>341,522千円</td> </tr> <tr> <td> 起業支援事業</td> <td>4,800千円</td> </tr> <tr> <td> 戸籍住民基本台帳事務事業</td> <td>21,123千円</td> </tr> <tr> <td>民生費</td> <td>16,659,113千円</td> </tr> <tr> <td> 介護保険特別会計繰出金</td> <td>983,979千円</td> </tr> <tr> <td> 後期高齢者医療特別会計繰出金</td> <td>1,026,511千円</td> </tr> <tr> <td> 自立支援給付事業</td> <td>1,966,250千円</td> </tr> <tr> <td> 国民健康保険特別会計繰出金</td> <td>1,210,669千円</td> </tr> <tr> <td> 私立幼稚園等助成事業</td> <td>324,668千円</td> </tr> <tr> <td> 私立保育園等運営事業</td> <td>2,336,303千円</td> </tr> <tr> <td> 子育てクーポン事業</td> <td>24,363千円</td> </tr> <tr> <td> 生活保護援護事業</td> <td>3,950,030千円</td> </tr> </table>	歳入総額	29,640,000千円	市税	9,398,973千円	地方譲与税	120,000千円	利子割交付金	14,000千円	配当割交付金	67,000千円	株式等譲渡所得割交付金	46,000千円	地方消費税交付金	1,221,000千円	自動車取得税交付金	68,000千円	国有提供施設交付金	33,693千円	地方特例交付金	71,174千円	地方交付税	3,740,000千円	交通安全対策特別交付金	7,000千円	分担金及び負担金	278,448千円	使用料及び手数料	324,141千円	国庫支出金	6,048,549千円	都支出金	4,751,456千円	財産収入	8,917千円	寄附金	7,611千円	繰入金	809,495千円	繰越金	400,000千円	諸収入	97,543千円	市債	2,127,000千円	歳出総額	29,640,000千円	主なもの		議会費	289,075千円	総務費	3,398,273千円	シティプロモーション推進事業	3,517千円	公共施設整備基金積立事業	300,000千円	計画行財政推進事業	6,423千円	新庁舎建設事業	396,612千円	市史編さん事業	8,072千円	情報システム管理運営事業	341,522千円	起業支援事業	4,800千円	戸籍住民基本台帳事務事業	21,123千円	民生費	16,659,113千円	介護保険特別会計繰出金	983,979千円	後期高齢者医療特別会計繰出金	1,026,511千円	自立支援給付事業	1,966,250千円	国民健康保険特別会計繰出金	1,210,669千円	私立幼稚園等助成事業	324,668千円	私立保育園等運営事業	2,336,303千円	子育てクーポン事業	24,363千円	生活保護援護事業	3,950,030千円	3月27日 可決
歳入総額	29,640,000千円																																																																																								
市税	9,398,973千円																																																																																								
地方譲与税	120,000千円																																																																																								
利子割交付金	14,000千円																																																																																								
配当割交付金	67,000千円																																																																																								
株式等譲渡所得割交付金	46,000千円																																																																																								
地方消費税交付金	1,221,000千円																																																																																								
自動車取得税交付金	68,000千円																																																																																								
国有提供施設交付金	33,693千円																																																																																								
地方特例交付金	71,174千円																																																																																								
地方交付税	3,740,000千円																																																																																								
交通安全対策特別交付金	7,000千円																																																																																								
分担金及び負担金	278,448千円																																																																																								
使用料及び手数料	324,141千円																																																																																								
国庫支出金	6,048,549千円																																																																																								
都支出金	4,751,456千円																																																																																								
財産収入	8,917千円																																																																																								
寄附金	7,611千円																																																																																								
繰入金	809,495千円																																																																																								
繰越金	400,000千円																																																																																								
諸収入	97,543千円																																																																																								
市債	2,127,000千円																																																																																								
歳出総額	29,640,000千円																																																																																								
主なもの																																																																																									
議会費	289,075千円																																																																																								
総務費	3,398,273千円																																																																																								
シティプロモーション推進事業	3,517千円																																																																																								
公共施設整備基金積立事業	300,000千円																																																																																								
計画行財政推進事業	6,423千円																																																																																								
新庁舎建設事業	396,612千円																																																																																								
市史編さん事業	8,072千円																																																																																								
情報システム管理運営事業	341,522千円																																																																																								
起業支援事業	4,800千円																																																																																								
戸籍住民基本台帳事務事業	21,123千円																																																																																								
民生費	16,659,113千円																																																																																								
介護保険特別会計繰出金	983,979千円																																																																																								
後期高齢者医療特別会計繰出金	1,026,511千円																																																																																								
自立支援給付事業	1,966,250千円																																																																																								
国民健康保険特別会計繰出金	1,210,669千円																																																																																								
私立幼稚園等助成事業	324,668千円																																																																																								
私立保育園等運営事業	2,336,303千円																																																																																								
子育てクーポン事業	24,363千円																																																																																								
生活保護援護事業	3,950,030千円																																																																																								

		衛生費 1,666,861千円 昭和病院企業団運営事業 87,868千円 健幸ポイント事業 22,528千円 母子保健事業（ネウボラ事業） 16,033千円 定期予防接種事業 160,732千円 任意予防接種事業 7,802千円 環境保全啓発事業 6,226千円 一部事務組合運営事業 457,208千円 ごみ収集・処分等作業事業 282,126千円 労働費 5,995千円 農林業費 80,341千円 農業振興対策事業 27,471千円 環境保全型農業推進事業 5,700千円 商工費 150,382千円 商工会等育成事業 29,571千円 消費生活センター施設維持 管理事業 77,177千円 土木費 1,064,551千円 道路整備事業 203,598千円 道路用地購入事業 59,299千円 歩道用地購入事業 37,611千円 特定緊急輸送道路沿道建築物 耐震化促進事業 112,003千円 都市計画街路事業 92,405千円 下水道事業会計繰出金 84,699千円 公園管理事業 79,483千円 緑地保全事業 25,494千円 消防費 1,051,871千円 消防事務委託事業 922,419千円 消防団運営事業 58,828千円 防災対策事業 32,492千円 教育費 3,333,745千円 学力向上推進事業 45,682千円 イングリッシュキャンプ事業 1,688千円 小学校運営管理事業 154,793千円 小学校校舎改造事業 956,750千円 中学校運営管理事業 78,911千円 図書館運営管理事業 48,081千円 博物館施設維持管理事業 61,322千円 清瀬内山運動公園等管理事業 85,024千円 公債費 1,919,273千円 諸支出金 520千円 予備費 20,000千円	
議案 第2号	平成30年度清瀬市国民健康保険 事業特別会計予算	歳入総額 8,300,000千円 主なもの 国民健康保険税 1,448,508千円 国庫支出金 201千円 都支出金 5,590,905千円 繰入金 1,250,669千円	3月27日 可決

		繰越金 1,000千円 諸収入 8,706千円 歳出総額 8,300,000千円 主なもの 保険給付費 5,503,116千円 国民健康保険事業費納付金 2,476,000千円 保健事業費 119,397千円 諸支出金 29,894千円	
議案 第 3 号	平成30年度清瀬市駐車場事業 特別会計予算	歳入総額 79,000千円 繰越金 1,000千円 諸収入 78,000千円 歳出総額 79,000千円 駐車場費 23,000千円 予備費 1,000千円 諸支出金 55,000千円	3月27日 可決
議案 第 4 号	平成30年度清瀬市介護保険特別 会計予算	歳入総額 6,436,000千円 主なもの 保険料 1,274,395千円 国庫支出金 1,505,366千円 支払基金交付金 1,649,919千円 都支出金 919,126千円 繰入金 1,083,979千円 歳出総額 6,436,000千円 主なもの 総務費 177,574千円 保険給付費 5,889,575千円 地域支援事業費 359,651千円	3月27日 可決
議案 第 5 号	平成30年度清瀬市後期高齢者医 療特別会計予算	歳入総額 1,944,000千円 主なもの 後期高齢者医療保険料 843,748千円 繰入金 1,026,511千円 歳出総額 1,944,000千円 主なもの 総務費 35,129千円 広域連合納付金 1,805,216千円 保健事業費 99,155千円	3月27日 可決
議案 第 6 号	平成30年度清瀬市下水道事業 会計予算	収益的収支 下水道事業収益 1,152,847千円 営業収益 983,232千円 営業外収益 169,615千円 下水道事業費用 1,064,579千円 営業費用 984,469千円 営業外費用 72,472千円 特別損失 6,638千円 予備費 1,000千円	3月27日 可決

		<p>資本的収支</p> <p>資本的収入 731,158千円</p> <p>企業債 554,300千円</p> <p>他会計出資金 37,324千円</p> <p>国庫補助金 130,000千円</p> <p>都補助金 6,500千円</p> <p>負担金等 3,034千円</p> <p>資本的支出 1,099,862千円</p> <p>建設改良費 725,057千円</p> <p>企業債償還金 374,805千円</p>	
議案第7号	平成29年度清瀬市一般会計補正予算(第6号)	<p>補正前の歳入歳出総額 29,582,950千円</p> <p>補正後の歳入歳出総額 29,561,266千円</p> <p>歳入総額 ▲21,684千円</p> <p>主なもの</p> <p>株式等譲渡所得割交付金 43,000千円</p> <p>国庫支出金 ▲20,599千円</p> <p>都支出金 ▲30,099千円</p> <p>財産収入 ▲152,516千円寄付金 2,983千円</p> <p>繰入金 135,547千円</p> <p>歳出総額 ▲21,684千円</p> <p>主なもの</p> <p>総務費 18,050千円</p> <p>民生費 88,000千円</p> <p>衛生費 7,000千円</p> <p>土木費 ▲134,734千円</p>	3月27日 可決
議案第8号	平成29年度清瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	<p>補正前の歳入歳出総額 9,798,073千円</p> <p>補正後の歳入歳出総額 9,648,073千円</p> <p>歳入総額 ▲150,000千円</p> <p>主なもの</p> <p>共同事業交付金 ▲200,000千円</p> <p>繰入金 50,000千円</p> <p>歳出総額 ▲150,000千円</p> <p>主なもの</p> <p>共同事業拠出金 ▲150,000千円</p>	3月27日 可決
議案第9号	清瀬市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営基準等に関する条例	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)の一部改正により、これまで都が定めていた指定居宅介護支援の運営基準等は、市が条例で定めるとされたため、新たに条例を整備するものです。</p> <p>主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 指定居宅介護支援事業者(以下「事業者」という。)の指定を受けることができる者 暴力団員及び暴力団関係者等を除く法人と規定します。 事業者の従業者配置基準 介護支援専門員である常勤である者等を配置するよう規定します。 事業者の事業所の運営に関する基準 運営規程の整備、従業者の勤務体制の整備等について規定します。 	3月27日 可決
議案第10号	清瀬市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例	<p>生産緑地法(昭和49年法律第68号)の一部改正により、生産緑地地区の下限面積を新たに市が規定するため、条例を整備するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>生産緑地地区の下限面積「500㎡以上」を、新たに市の条例で「300㎡以上」に規定します。</p>	3月27日 可決

議案 第11号	清瀬市職員のサービスの宣誓に関する 条例等の一部を改正する条例	<p>現行法令等と整合をしていない引用条項及び文言等を一括して改める一部改正をするものです。</p> <p>一部改正する条例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 清瀬市職員のサービスの宣誓に関する条例 2 清瀬市職員の自己啓発等休業に関する条例 3 清瀬市職員共済会に関する条例 4 清瀬市職員団体の登録に関する条例 5 清瀬市長等の給与に関する条例 6 清瀬市職員の旅費に関する条例 7 清瀬市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 8 清瀬市職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例 9 清瀬市立老人いこいの家設置条例 10 清瀬市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例 	3月27日 可決																			
議案 第12号	公益的法人等への清瀬市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づき、新たに市職員を「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」へ派遣する規定を整備するため、一部改正するものです。	3月27日 可決																			
議案 第13号	清瀬市国民健康保険事業運営基金条例の一部を改正する条例	国民健康保険制度改革の一環として、市は都に国民健康保険事業費納付金を納付しなくなることから、この納付金の財源が不足した際に市の基金を活用できるよう、一部改正するものです。	3月27日 可決																			
議案 第15号	清瀬市立学童クラブ条例の一部を改正する条例	<p>清瀬市立学童クラブを増設して定員の増加を図るため、一部改正をするものです。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>学童クラブ名</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧</td> <td>清瀬市立芝山小学童クラブ</td> <td>40名</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新</td> <td>清瀬市立芝山小第1学童クラブ</td> <td>40名</td> </tr> <tr> <td>清瀬市立芝山小第2学童クラブ</td> <td>35名</td> </tr> <tr> <td>旧</td> <td>清瀬市立清瀬小学童クラブ</td> <td>55名</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新</td> <td>清瀬市立清瀬小第1学童クラブ</td> <td>50名</td> </tr> <tr> <td>清瀬市立清瀬小第2学童クラブ</td> <td>40名</td> </tr> </tbody> </table>	項目	学童クラブ名	定員	旧	清瀬市立芝山小学童クラブ	40名	新	清瀬市立芝山小第1学童クラブ	40名	清瀬市立芝山小第2学童クラブ	35名	旧	清瀬市立清瀬小学童クラブ	55名	新	清瀬市立清瀬小第1学童クラブ	50名	清瀬市立清瀬小第2学童クラブ	40名	3月27日 可決
項目	学童クラブ名	定員																				
旧	清瀬市立芝山小学童クラブ	40名																				
新	清瀬市立芝山小第1学童クラブ	40名																				
	清瀬市立芝山小第2学童クラブ	35名																				
旧	清瀬市立清瀬小学童クラブ	55名																				
新	清瀬市立清瀬小第1学童クラブ	50名																				
	清瀬市立清瀬小第2学童クラブ	40名																				
議案 第16号	清瀬市立保育園設置条例の一部を改正する条例	清瀬市立第6保育園の規定を削る一部改正をするものです。	3月27日 可決																			
議案 第17号	清瀬市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正により、市外に住所を有する国民健康保険の住所地特例者が、75歳に達した等により後期高齢者医療制度に移行した際にも、後期高齢者医療制度の住所地特例者となる当該特例措置を整備するため、一部改正するものです。	3月27日 可決																			
議案 第18号	清瀬市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例	<p>清瀬市障害者福祉センターの事業のうち、市内他施設において同様の事業が実施されていることから、市内の効率的な福祉事業の展開に向け、緊急一時保護事業を整理する改正をします。</p> <p>また、併せて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴う引用条項の条項ずれ等を改めるため、一部改正をするものです。</p>	3月27日 可決																			

議案 第19号	清瀬市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正に伴い、市町村が設置する国民健康保険運営協議会に関する事務規定を新たに整備する必要があることから、一部改正をするものです。	3月27日 可決																																										
議案 第20号	清瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	<p>国民健康保険制度改革の一環として、従前の市の事務が、都と市の事務に改められることに伴い、市の財政負担の枠組みが改正されます。</p> <p>これにより、国民健康保険税を新たに都への納付金とする必要があることから、国民健康保険税の賦課方式、税率及び賦課限度額等を改める一部改正をするものです。</p> <p>主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 賦課方式、税率及び賦課限度額を見直します。 2 5年間の激変緩和措置として第2子以降の子どもの均等割額の減額（清瀬市の独自施策として新規開始）を規定します。 	3月27日 可決																																										
<p style="text-align: center;">基礎課税額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">現 行</th> <th style="width: 35%;">改 定 案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>5.30%</td> <td>5.12%</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>11.0%</td> <td>廃 止</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割額</td> <td>24,000円</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割</td> <td>16,000円</td> <td>廃 止</td> </tr> <tr> <td>賦課限度額</td> <td>51万円</td> <td>H30 = 52万円 H31 = 54万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">後期高齢者支援金等課税額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">現 行</th> <th style="width: 35%;">改 定 案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>1.17%</td> <td>1.81%</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割額</td> <td>4,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>賦課限度額</td> <td>14万円</td> <td>H30 = 17万円 H31 = 19万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">介護納付金課税額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">現 行</th> <th style="width: 35%;">改 定 案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>1.80%</td> <td>1.90%</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割額</td> <td>15,000円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>賦課限度額</td> <td>12万円</td> <td>16万円</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	現 行	改 定 案	所得割	5.30%	5.12%	資産割	11.0%	廃 止	被保険者均等割額	24,000円	28,000円	世帯別平等割	16,000円	廃 止	賦課限度額	51万円	H30 = 52万円 H31 = 54万円	区 分	現 行	改 定 案	所得割	1.17%	1.81%	被保険者均等割額	4,000円	10,000円	賦課限度額	14万円	H30 = 17万円 H31 = 19万円	区 分	現 行	改 定 案	所得割	1.80%	1.90%	被保険者均等割額	15,000円	13,000円	賦課限度額	12万円	16万円
区 分	現 行	改 定 案																																											
所得割	5.30%	5.12%																																											
資産割	11.0%	廃 止																																											
被保険者均等割額	24,000円	28,000円																																											
世帯別平等割	16,000円	廃 止																																											
賦課限度額	51万円	H30 = 52万円 H31 = 54万円																																											
区 分	現 行	改 定 案																																											
所得割	1.17%	1.81%																																											
被保険者均等割額	4,000円	10,000円																																											
賦課限度額	14万円	H30 = 17万円 H31 = 19万円																																											
区 分	現 行	改 定 案																																											
所得割	1.80%	1.90%																																											
被保険者均等割額	15,000円	13,000円																																											
賦課限度額	12万円	16万円																																											
議案 第21号	清瀬市介護保険条例の一部を改正する条例	<p>平成30年度から平成32年度までの3年間における介護保険料の額を定めるため、一部改正するものです。</p> <p>改正の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険料を算定する所得段階の負担能力に応じた保険料となるよう保険料を改定します。 2 譲渡所得にかかる保険料の算定において、都市計画事業などによる特別控除が適用される場合は、この控除に沿って保険料を計算できるようにします。 	3月27日 可決																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="width: 60%;">区 分 (所得段階)</th> <th style="width: 20%;">現 行</th> <th style="width: 20%;">改 定 案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;">第1段階</td> <td style="width: 55%;">介護保険法施行令（以下「施行令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者であって、世帯非課税合計所得 80万円以下</td> <td style="width: 20%;">30,700円</td> <td style="width: 20%;">31,400円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>施行令第39条第1項第2号に掲げる者であって、世帯非課税合計所得 120万円以下</td> <td>42,300円</td> <td>43,300円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>施行令第39条第1項第3号に掲げる者であって、上記以外の世帯非課税</td> <td>49,800円</td> <td>51,000円</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>施行令第4号に掲げる者であって、世帯課税・本人非課税合計所得 80万円以下</td> <td>57,300円</td> <td>58,700円</td> </tr> </tbody> </table>				区 分 (所得段階)		現 行	改 定 案	第1段階	介護保険法施行令（以下「施行令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者であって、世帯非課税合計所得 80万円以下	30,700円	31,400円	第2段階	施行令第39条第1項第2号に掲げる者であって、世帯非課税合計所得 120万円以下	42,300円	43,300円	第3段階	施行令第39条第1項第3号に掲げる者であって、上記以外の世帯非課税	49,800円	51,000円	第4段階	施行令第4号に掲げる者であって、世帯課税・本人非課税合計所得 80万円以下	57,300円	58,700円																						
区 分 (所得段階)		現 行	改 定 案																																										
第1段階	介護保険法施行令（以下「施行令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者であって、世帯非課税合計所得 80万円以下	30,700円	31,400円																																										
第2段階	施行令第39条第1項第2号に掲げる者であって、世帯非課税合計所得 120万円以下	42,300円	43,300円																																										
第3段階	施行令第39条第1項第3号に掲げる者であって、上記以外の世帯非課税	49,800円	51,000円																																										
第4段階	施行令第4号に掲げる者であって、世帯課税・本人非課税合計所得 80万円以下	57,300円	58,700円																																										

	第5段階	施行令第5号に掲げる者であつて、上記以外の世帯課税 本人非課税	68,200円	69,900円	
	第6段階	本人課税 合計所得 120万円未満	76,400円	79,000円	
	第7段階	本人課税 120万円以上200万円未満 (現行120万円以上190万円未満)	86,600円	89,500円	
	第8段階	本人課税 200万円以上300万円未満 (現行190万円以上290万円未満)	95,500円	99,300円	
	第9段階	本人課税 300万円以上400万円未満 (現行290万円以上400万円未満)	103,700円	108,400円	
	第10段階	本人課税 400万円以上500万円未満	113,200円	118,900円	
	第11段階	本人課税 500万円以上600万円未満	118,700円	125,900円	
	第12段階	本人課税 600万円以上700万円未満	128,200円	137,000円	
	第13段階	本人課税 700万円以上800万円未満	135,000円	145,400円	
	第14段階	本人課税 800万円以上9,00万円未満	144,600円	156,600円	
	第15段階	本人課税 900万円以上1,000万円未満	152,100円	165,700円	
	第16段階	本人課税 1,000万円以上2,000万円未満	163,700円	179,000円	
	第17段階	本人課税 2,000万円以上3,000万円未満	173,900円	190,900円	
	第18段階	本人課税 3,000万円以上	184,200円	202,800円	
議案 第22号	清瀬市指定地域密着型サービス事業者の指定及び運営基準等に関する条例の一部を改正する条例	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正により、地域密着型サービス事業者のうち「看護小規模多機能型居宅介護」の事業者は、従来の法人だけではなく「病床を有する診療所を開設している者」も事業者指定の対象とします。これにより事業者の運営基準等を定めます。併せて、法改正に伴う引用条項の条項ずれ等を改める一部改正をするものです。			3月27日 可決
議案 第23号	清瀬市立公園条例の一部を改正する条例	都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）の一部改正に伴い、市が都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積総計の限度を規定します。併せて、開発に伴う無償譲渡の児童遊園を規定するため、一部改正をするものです。 改正の概要 1 都市公園の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の割合を100分の50以内と規定します。 2 開発に伴う無償譲渡を受けた児童遊園を規定します。 (1) 清瀬市中里下戸西児童遊園 位置 清瀬市中里五丁目633番6 面積 230.06㎡ (2) 清瀬市立関の台児童遊園 位置 清瀬市下清戸一丁目224番8 面積 347.45㎡			3月27日 可決
議案 第24号	清瀬市道の路線の廃止について	開発による市道の終点変更により、市道の路線を廃止するものです。 清瀬市道2017号線 (下清戸一丁目 清瀬市コミュニティプラザ東側)			3月27日 承認
議案 第25号	清瀬市道の路線の認定について	開発に伴う無償譲渡及び市道の拡幅整備事業により、市道の8路線を認定するものです。 (1) 清瀬市道1350号線 (中里五丁目 清瀬市役所北側) (2) 清瀬市道1351号線 (旭が丘六丁目 JR武蔵野線北側) (3) 清瀬市道2017号線 (下清戸一丁目 清瀬市コミュニティプラザ東			3月27日 承認

		側) (4) 清瀬市道3415号線 (中里三丁目 上清戸公園北側) (5) 清瀬市道3416号線 (中里一丁目 中里広場東側) (6) 清瀬市道3417号線 (中里五丁目 清瀬中学校北側) (7) 清瀬市道3418号線 (中里五丁目 清瀬中学校北側) (8) 清瀬市道4158号線 (竹丘三丁目 東京都職員共済組合野球場南側)	
議案 第26号	東京都後期高齢者医療広域連合 規約の一部を変更する規約	東京都後期高齢者医療広域連合では、被保険者の保険料軽減経費を加入する区市町村の一般財源から支弁するよう特例措置を規定しています。 この特例措置を平成31年度まで継続させるため東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更をするものです。 この規約の変更にあたり、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会に協議の議決を得るものです。	3月1日 可決
議案 第27号	平成29年度清瀬市一般会計補正予算(第7号)	平成30年度予算として予算措置していた市立小学校校舎大規模改造事業等について、国の補正予算が措置されたことにより、平成29年度予算として前倒しで国庫補助の交付決定があったため、これを平成29年度予算として予算措置するために一般会計補正予算を調製するものです。 主な内容 1 補正前の一般会計予算総額 29,561,266千円 2 補正予算額 1,045,750千円 3 補正後の一般会計予算総額 30,607,016千円	3月27日 可決
議案 第28号	平成30年度清瀬市一般会計補正予算(第1号)	平成30年度予算として予算措置していた市立小学校校舎大規模改造事業等について、国の補正予算が措置されたことにより、平成29年度予算として前倒しで国庫補助の交付決定があったため、これを平成30年度から平成29年度予算へ振替える等のために一般会計補正予算を調製するものです。 主な内容 1 補正前の一般会計予算総額 29,640,000千円 2 補正予算額 △1,011,550千円 3 補正後の一般会計予算総額 28,628,450千円	3月27日 可決